

(整理番号 0518)

令和5年度 栃木地方最低賃金審議会

第1回 栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和5年10月10日(火) 9時32分～11時00分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席3人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選任</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長田島委員、部会長代理村岡委員の就任が議決された。</p> <p>2 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p><金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方></p> <p>大幅な物価上昇が続く中、働く者の生活を守るという観点から、特定最低賃金近傍で働く者の賃上げを少しでも行いたい。</p> <p><金額提示></p> <p>①65円引き上げ(労働協約の最低額までの金額。)</p> <p>②52円引き上げ(宇都宮市の消費者物価指数(令和5年8月)の総合より、2020年比で5.4%上昇していることから、これを現行970円に掛け、四捨五入したもの)</p> <p>③49円引き上げ(報道等で前年比5%程度の物価上昇が報じられており、これを現行970円に掛け、四捨五入したもの)</p> <p>(6) 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p><金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方></p> <p>原材料費の価格転嫁は進んでいるが、エネルギー等の高騰は自社対応が多いのが現実であり、この数か月でさらなる原材料費の高騰もあり、全体として売的上</p>						

げも落ちている状況を加味してほしい。

<金額提示>

- ①19 円引き上げ（資料からの根拠はないが部品等の高騰に価格転嫁が追い付かない現状を加味したもの）
- ②21 円引き上げ（歩み寄りにより譲歩した金額を提示したもの）
- ③24 円引き上げ（令和5年基礎調査結果から影響率が8.70%に留まるため）

3 その他

次回開催日を確認した。

令和5年10月23日（月）13時30分～

第2回栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会